

< 現在緑色の医療受給者証をお持ちの方に関する説明ですが、全ての受給者の皆さんに配付しています >

平成29年12月31日で経過措置が終了します

平成26年12月末までに難病の医療受給者証（以下、受給者証）の交付を受け、現在まで継続して緑色の受給者証をお持ちの方に対して適用されていた経過措置が終了します。

平成30年1月1日以降は、難病の医療費助成に関する下記の点について点線枠内の「原則」が適用されますので、ご注意ください

●入院時の食費自己負担額

経過措置 (H29.12.31まで)
1 / 2 自己負担

原則 (H30.1.1以降)
全額 自己負担 (※1)

(※1) 例：受給者証の適用区分がア～エまたはⅢ・Ⅳの場合
→1食当たり 130円 から 260円

●毎月の自己負担上限額

- ①重症患者認定の廃止
- ②自己負担上限額の変更(一般所得以上)
- ③高額かつ長期の適用(申請が必要です)

<自己負担上限額一覧表>

階層区分	階層区分の基準		経過措置 (H29.12.31まで)			原則 (H30.1.1以降)		
			自己負担上限額 単位：円 (患者負担割合：2割、外来+入院)			自己負担上限額 単位：円 (患者負担割合：2割、外来+入院)		
生活保護	-		① 一般	特定疾患治療研究事業の重症患者	人工呼吸器等装着者	③ 一般	③ 高額かつ長期 (※2)	人工呼吸器等装着者
低所得 I	市町村民税 非課税	本人収入等 ～80万円	0	0	0	0		
低所得 II		本人収入等 80万円超～	2,500	2,500		2,500		
一般所得 I	市町村民税 7.1万円未満		5,000		1,000	② 10,000	5,000	1,000
一般所得 II	市町村民税7.1万円以上 25.1万円未満		10,000		5,000	20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		20,000			30,000	20,000	

(※3) 経過措置の終了に伴い、全ての方の受給者証がピンク色になります

(※2) 1か月ごとの指定難病の医療費総額が5万円を超える月が、年間6回以上ある場合、一般所得以上の階層の方は負担額が減少します。
なお、適用には申請が必要です。